

中野市最低制限価格制度実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の10第2項（政令第167条の13において準用する場合を含む。以下同じ。）及び中野市財務規則（平成17年中野市規則第42号。以下「規則」という。）の規定に基づき、本市が発注する建設工事及び建設コンサルタント業務等（測量業務、建築関係の建設コンサルタント業務、土木関係の建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償関係コンサルタント業務をいう。以下同じ。）の競争入札に最低制限価格を設けることについて必要な事項を定めるものとする。

(対象入札)

第2条 最低制限価格を設ける競争入札（以下「対象入札」という。）は、設計金額が200万円を超える建設工事及び100万円を超える建設コンサルタント業務等のうち、市長が指定したものとする。ただし、低入札価格調査制度を適用するものは除く。

2 前項の規定にかかわらず、中野市建設工事等業者選定委員会委員長が必要と認めるときは、対象入札を拡大することができる。

(建設工事に係る最低制限価格の設定)

第3条 建設工事に係る最低制限価格は、予定価格（消費税及び地方消費税を除く。以下同じ。）の算出の基礎となった次に掲げる額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）の合計額とする。ただし、その額が予定価格に10分の9.45を乗じて得た額を超える場合にあっては10分の9.45を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とし、予定価格に10分の8.95を乗じて得た額に満たない場合にあっては10分の8.95を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

- (1) 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- (3) 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
- (4) 一般管理費の額に10分の6.8を乗じて得た額

(建設コンサルタント業務等に係る最低制限価格の設定)

第4条 建設コンサルタント業務等に係る最低制限価格は、次の表の業種区分の欄に掲げる業種の種類ごとに予定価格の算出の基礎となった同表1から4までの欄に掲げる額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）の合計額とする。ただし、その額が予定価格に10分の9を乗じて得た額を超える場合にあっては10分の9を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とし、予定価格に10分の7を乗じて得た額に満たない場合にあっては10分の7を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

業種区分	1	2	3	4
測量業務	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額に10分の4.8を乗じて得た額	—
建築関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額	諸経費の額に10分の6を乗じて得た額
土木関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の4.8を乗じて得た額
地質調査業務	直接調査費の額	間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額	解析等調査業務費の額に10分の8を乗じて得た額	諸経費の額に10分の4.8を乗じて得た額
補償関係コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の4.5を乗じて得た額

（入札者への周知）

第5条 市長は、最低制限価格制度を適用する入札については、規則第104条に規定する公告又は規則第115条に規定する指名競争入札通知書に対象入札であることを記載するとともに、入札執行に当たり次に掲げる事項について説明を行うものとする。

- (1) 政令第167条の10第2項の規定の適用があること。
- (2) 最低制限価格を下回った入札を行った者（以下「失格者」という。）は、落札者（事後審査型一般競争入札の場合は落札候補者。以下同じ。）とならないこと。
- (3) 失格者は、当該対象入札に係る落札者がいない場合における再度の入札に参加できないこと。

（最低制限価格の記載）

第6条 最低制限価格は、規則第107条に規定する予定価格調書に記載するものとする。

(落札者の決定)

第7条 入札執行者は、最低制限価格を下回る価格の入札があったときは、当該入札を行った者に政令第167条の10第2項の規定により、落札者としないう旨を告げるものとする。

2 前項の場合において、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者があるときは、予算執行者は、このうち、最低の価格をもって入札をした者を落札者として決定するものとする。

(補則)

第8条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行し、同日以後に行う入札の公告又は通知に係るものから適用する。

附 則

この要領は、令和7年10月1日から施行し、同日以後に行う入札の公告又は通知に係るものから適用する。